

西宮市勤労福祉審議会
令和3年度 第3回 会議録概要

日 時： 書面にて審議を実施

書面決議書提出委員：学識経験者

勤労者代表

◎松本 全弘
立花 吉博
石井 恭子
○大川 寿一
和田 正次
福田 富士枝

北居 明
長松 奈美江
小林 孝至
安宅 正博
大野 幾雄

(◎会長 ○副会長)

未提出委員： 岡島 哲次

事務局： 産業文化局長
産業部長
労政課長

岩崎 敏雄
部谷 昭治
木村 國彦

1. 議事

(1) 中小企業勤労者福祉共済について (報告)

【書面による主な内容】

- ・ 事業終了説明会等今後のスケジュールについて

【委員のご意見および事務局回答】

- 加入事業者に、事業終了と加入勧奨の説明会を別々に開催されて、問題はなかったか。また、移行候補先の3団体を選んだ理由はなにか。

(労政課回答：共済)

説明会を分割したのは、以下の理由によるものです。

事業終了説明会の目的は、本市共済事業の終了の経緯や今後の方向性をお示しする説明を行うことです。この段階で他の事業者に移行を希望されない加入者については、加入勧奨説明会にご参加いただく必要がありません。

加入勧奨の説明会は、加入者が移行候補先団体の内容についてお聞きになれるように、利便性を図ったものです。

3団体の選定理由は、以下のとおりです。

安定性等を考慮して、広域に同種の事業を展開している兵庫県共済事業である「ひょうごファミリーパック」を本市としては推奨しております。

「株式会社リロクラブ」・「株式会社ベネフィットワン」については、2社より本市に情報提供がありましたので、ご紹介したところです。

なお、上記3団体以外にも、神戸市内に事務所等があることが加入条件となる「神戸市共済」について加入可能な事業所が少ないものの、対象事業所へ個別に情報提供を行っています。

- コロナ禍の1月開催で、参加者の規模、意見内容などは？

(労政課回答：共済)

説明会に参加された人数は96名、参加割合は8.3%でした。参加されなかった事業所には説明会で使用した資料を送付しました。

今後の手続きやスケジュール、基金分配金についての問い合わせがあり、事業終了について不満に感じておられる方も一部にいらっしゃいましたが、おおむね事業終了についてはやむを得ないとの認識をもっておられるようでした。

(2) 所管施設について (報告)

【書面による主な内容】

- ・ 労政課所管施設について
- ・ JR西宮駅南庁舎（旧消防局庁舎）の概要について

【委員のご意見および事務局回答】

●JR 西宮駅南庁舎の概要を見ると、労政課以外に保健所と教育委員会が関わっているが、施設については、労政課が担当するということか。

また、施設管理を委託する窓口を労政課が担うということか。

(労政課回答：管理)

J R 西宮駅南庁舎（旧消防局庁舎）の大部分をハローワーク西宮がお使いになることから、庁内で最も関係の深い労政課が施設管理者として選任されたものです。今後も、施設管理の窓口は、労政課が担当する予定です。

（3）雇用対策協定の締結について

【書面による主な内容】

- ・国と地方自治体の雇用対策協定について
- ・全国の締結状況について
- ・本市の取り組みについて

【委員のご意見および事務局回答】

●協定は兵庫県と西宮市が締結するということか。大学との連携なども盛り込んでいただきたい。また、男女共同参画センター（ウェーブ）内の「しごとサポートウェーブにしきた」についても、記載いただきたい。

協定を締結されるのであれば、他課との連携が重要になる。高齢者のみならず、ひとり親家庭、障がい者に対しても支援をお願いしたい。

また、DV 被害者が就業先で擁護され、加害者から守れる取り組みを検討いただきたい。

(労政課回答：雇用)

雇用対策協定は、厚生労働省兵庫労働局と西宮市が締結します。

「しごとサポートウェーブにしきた」は、一体的実施事業として、雇用対策協定とは別に記載していますが、今後、雇用対策協定との関係を整理してまいります。

また、健康福祉局やこども支援局等、他局とも連携し、「西宮市雇用対策協定の締結に基づく事業計画」を策定のうえ、事業を推進してまいりたいと考えております。

●労政課とハローワークの距離が近くなるが、距離のみならず更なる事業連携を期待する。

(労政課回答：管理、雇用)

ハード面（施設管理）、ソフト面（事業協力）の両面で、ハローワーク西宮との連携を進めてまいります。

(4) 働きやすいまちづくりプランについて

【書面による主な内容】

- ・進捗状況調査票一覧について

【委員のご意見および事務局回答】

- 「働きやすいまちづくりプラン」は、いつからスタートし、何年か毎に見直しがあるのか。

(労政課回答：雇用)

西宮市勤労福祉審議会の答申に基づき、平成 21(2009)年度に「西宮市勤労者福祉推進計画(2010～2018年度)」を策定し、平成 30(2018)年度に計画の見直しを行い、令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度の 5 カ年計画として、「働きやすいまちづくりプラン」を策定しました。

現計画の最終年度である令和 5 年度に、後期計画の策定を進める予定です。

- 活動指標のないものは、どのように現状把握しているのか。

(労政課回答：雇用)

他課の事業に関しては、毎年照会をし、施策の継続・拡充終了の確認を行っています。

- 若年者と中高年齢者の区分が、39 歳・40 歳から 49 歳・50 歳に変わった理由はなにか。

(労政課回答：雇用)

厚生労働省が令和 2(2020)年度より、無業状態にある人に対し就職支援を行う「地域若者サポートステーション(サポステ)」の対象年齢を「40 歳未満」に加え、「50 歳まで」に拡大し、就職氷河期世代への支援策として引き上げを行ったことが理由となります。

- コロナ禍での影響だろうが、勤労会館とサン・アビリティーズは、あまり減っておらず、勤労青少年ホームだけが大きく減っている理由はなにか。

(労政課：管理)

勤労青少年ホームは、令和 2 年度は、空調工事のため閉館していた期間がありました。また、令和 2 年 10 月から、会議室 A を「Re: work にしのみや」の事務所としているため、一般利用件数は減少しています。

- 中高年齢者対象セミナーは、0 人・実施せずとなっているが、定員を超える応募があったのは、いつのことか。

(労政課回答：雇用)

「中高年しごと相談室」の対象年齢の方は、コロナ禍で来館が減少しており、コロナ以前は来館者数も多く、セミナーも需要がありました。

令和3年度は、本書面審議書類の送付後に小規模ではありますがセミナーは実施いたしました。

(令和4年2月8日・15日の両日にてパソコン初心者シニア対象の「パソコン基本操作講座」実施)

●「西宮市労働実態基本調査」の対象は、何社ぐらいで、どのくらいの頻度で行われているのか。

(労政課回答：雇用)

西宮市内事業所の労働事情を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、計画策定の前年度(令和4年度)に行う予定です。対象は西宮市内の民間事業所から無作為に約4,000事業所を抽出します。

●労働相談件数が大きく増えているが、ご相談内容は、こういったものが多いのか。

(労政課回答：雇用)

労働相談の件数については、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて令和2年度において相談日の拡充(令和元年度/毎週火曜日・第2・4土曜日⇒令和2年度/毎週火曜日・木曜日・土曜日)を行ったため増加しました。相談内容につきましては、労働条件に関する事、社会保険に関する事が全体の50%以上を占めております。

●兵庫県共済事業と議事1のひょうごファミリーパックは、同じものか。

(労政課回答：共済)

資料にある兵庫県共済事業は、公益財団法人兵庫県勤労福祉協会共済部が運営する「ひょうごファミリーパック」を指しており、同じ事業です。

●「Re:workにしのみや」については、この施策にしか記載がないが、今後の継続等について、どのようなになるのか。

(労政課回答：雇用)

コロナ離職者就労支援事業「Re:workにしのみや」は、内閣府の地方創生臨時交付金を活用した事業であり、令和4年度当初予算に計上して実施予定です。その後は、交付金の動向、雇用情勢等を踏まえ、検討してまいります。

●活動指標に、「広報誌・ウェブサイトでの関連記事掲載回数」というものが多くあるが、どのようなものに掲載されているのか。掲載回数が増えているものも多く、特にコ

コロナ禍では重要なことで意義があると思う。

(労政課回答：雇用)

労政課所管の広報誌「労政にしのみや」・「市政ニュース」「西宮市公式ホームページ」への掲載を行っております。今後もコロナ禍の状況等を踏まえた広報活動を検討してまいります。

● 「まちづくりプラン」で現状が0あるいは「実施せず」でも継続の方向性のものがないくつかある。コロナ禍もあるが、何らかの改善が必要のように思う。

(労政課回答：雇用)

今後の「働きやすいまちづくりプラン」において、「継続」「拡充」「終了」を含めて検討を行ない、令和5(2024)年度以降のプラン策定の参考とさせていただきます。

● 西宮市障害者雇用奨励助成金の支給実績はないのか？

また、生活保護受給者や生活困窮者の就労支援は、中高年齢者の就労支援等とは別建てで行う必要があるのか？

(労政課：雇用)

西宮市障害者雇用奨励金の支給実績に関しては、令和元年度：交付件数…29件、令和2年度：交付件数…29件の実績があります。

就労支援は異なる段階を踏まえた支援が必要であり、それぞれの段階の求職者に対して一貫性のある支援が必要であるとされており、本市では各段階に応じた支援体制を構築しています。

生活基盤の脆弱な生活困窮者については、住居確保、生活基盤の安定化や自立に向けた各種支援として、健康福祉局厚生課所管の生活困窮者自立支援事業「よりそい」・「つむぎ」が担っています。

その後、就職活動に専念できる状況になった求職者は、当課所管の「Re: work にしのみや」、「中高年しごと相談室」、「若者サポートステーション」等がそれぞれの特性に応じた支援を行うこととしています。

就労支援は、求職者個別の状況に応じたきめ細かな支援が必要であるため、それぞれに特化または専門機関による対応が適切であると考えています。

【その他のご意見】

● 大学生と市内企業とのマッチングは、ぜひ大きく取り組んでいただきたいと思う。

(5) その他全体に関するご意見

● 第2号議案と第3号議案あわせて、国の機関であるハローワーク西宮が西宮市の庁舎

に入居することになりますので地理的な連携は基より、雇用対策協定の締結を通じてこれまで以上に西宮市における雇用対策の推進を進めて行くこととなります。少子高齢化による労働力不足だけではなく、コロナ禍で全国的に雇用就業情勢は低迷しており、特に、非正規雇用の方々の雇用促進は緊急の課題です。1人ひとりの市民の方々のご要望をできる限りすくい上げ、企業の方にもご理解いただき、働きやすい環境整備に努めていければと考えております。

また、一方では、職種によって人手不足が続き、人材確保に苦慮されている企業も多々おあります。西宮市と兵庫労働局の連携を具体化して、より強力に雇用対策を進めて行くことが重要であると考えております。

- コロナ禍の中、目の前の対策は最重点であるが、リーマンショックの反省から5年、10年の長いスパンの対策を考えて行く必要がある。
- それぞれの専門家と市の各部署の横割りによる問題定義を行い、委員会等の立ち上げ、早期の対策及び政策をする必要がある。

会議録の公開にあたっては、

西宮市情報公開条例第6条第5項の定めに従う。

西宮市勤労福祉審議会運営要領第3条2項による（押印）

松本会長

立花委員

和田委員
